

○中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付要綱

令和3年5月18日

告示第35号

改正 令和4年3月8日告示第26号

令和4年10月13日告示第78号

令和5年2月16日告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で就業する者であって、町内に定住する者のうち、当該大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返還する者に対し補助金を交付することにより、若者の定住の促進を図り、もって地域社会を担う人材の確保及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とし、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年又は第5学年）又は専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（無利息）及び第二種奨学金（利息付）並びに石川県育英資金をいう。
- (3) 公務員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員をいう。
- (4) 定住 本町の住民基本台帳に登録され、かつ当該所在地を生活の本拠としていることをいう。
- (5) 町内事業所等 本社、支社、工場、事業所等の所在地が中能登町内であること。
- (6) 正規雇用 所定労働時間の定めがあり、雇用期間の定めがない労働者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者の条件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 大学等の在学中に奨学金を借り入れ、返還が必要な者
- (2) 就業日又は転入日あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日が、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金においては令和3年4月1日以降であること、また、石川県育英資金においては令和5年4月1日以降であること。
- (3) 補助金の交付を申請する年度の末日時点における年齢が35歳未満の者
- (4) 町内に定住し、申請より5年以上継続して定住する見込みの者
- (5) 町内事業所等に正規雇用（ただし、公務員は除く。）され、継続して勤務していること。又は、個人で農業その他自ら事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）
- (6) 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていないこと。
- (7) 町税の滞納がない者
- (8) 本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額の3分の2以内の額とし、年度ごとの補助金交付額は20万円を上限とする。

2 前項の場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の対象期間)

第5条 補助対象期間は、最初に補助金の交付を受けた年度から起算して継続した5年を限度とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、当該年度以降は補助対象としないものとする。この場合において、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに、中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 就労していることを証明できる書類(社会保険証の写し、確定申告書の写し、就労証明書、開業届等自らの業を営むことを証する書類等)
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の1年間の返還金相当額がわかる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、助成金の交付を受けようとする年度の4月1日から10月31日までにしなければならない。

(補助金の決定通知)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査して、その適否を中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号。以下「交付(不交付)決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の内容変更等の手続き)

第8条 前条の規定による補助金交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、交付決定の通知を受けた後において、申請内容に変更が生じたときは、中能登町若手人材奨学金返還支援補助金変更申請書(様式第3号)により、速やかに変更を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、中能登町若手人材奨学金返還支援補助金変更決定通知書(様式第4号)により、当該受給者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 受給者は、当該年度の3月31日までに、中能登町若手人材奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの

(2) 在籍証明書（様式第6号）又は確定申告書等（自営業者の場合）

(3) 納税証明書

(4) 住民票の写し

(5) その他、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査、必要に応じた調査等により、補助金の交付決定の条件等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中能登町若手人材奨学金返還支援補助金確定通知書（様式第7号）により、当該受給者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた者は、速やかに中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第8号）に通帳の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、第3条各号のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるとき、又は受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとし、中能登町若手人材奨学金返還命令書（様式第10号）により通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月8日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月13日告示第78号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月16日告示第11号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する